

令和3年(受)第342号 原状回復等請求事件  
令和3年(受)第1165号 損害賠償請求事件  
令和3年(受)第1205号 損害賠償請求事件  
令和4年(受)第460号 損害賠償請求事件

## 判 決 理 由 骨 子

公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的等に照らし、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、国家賠償法1条1項の適用上違法となる。そして、国が公務員による規制権限の不行使を理由として国家賠償責任を負うというためには、上記公務員が規制権限を行使していれば被害者が被害を受けることはなかったであろうという関係が認められなければならない。

本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、津波による原子炉施設の敷地の浸水が想定される場合、防潮堤、防波堤等の構造物を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであった。したがって、経済産業大臣が、平成14年7月に公表された「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」(本件長期評価)を前提に、電気事業法(改正前のもの)40条に基づく規制権限を行使して、津波による福島第一原子力発電所(本件発電所)の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付けていた場合には、本件長期評価に基づいて想定される最大の津波が到来しても本件発電所の1～4号機の主要建屋の敷地(本件敷地)への海水の浸入を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高い。そして、平成20年に東京電力に報告された本件長期評価に基づく津波の試算は、当時考えられる最悪の事態に対応したものとして、合理性を有する試算であったから、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合には、上記の試算された津波(本件試算津波)と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえる。

ところが、現実には発生した地震は、本件長期評価に基づいて想定される地震より

もはるかに規模が大きいものであり、また、現実の津波（本件津波）による主要建屋付近の浸水深も、本件試算津波による主要建屋付近の浸水深より規模が大きいものであった。そして、本件試算津波の高さは、本件敷地の南東側前面において本件敷地の高さを超えるものの、東側前面においては本件敷地の高さを超えることはなく、東側から海水が本件敷地に浸入することは想定されていなかったが、現実には、本件津波の到来に伴い、本件敷地の南東側のみならず東側からも大量の海水が浸入している。これらの事情に照らすと、本件試算津波と同じ規模の津波による浸水を防ぐ防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことはできなかつた可能性が高い。

以上によれば、仮に、経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付け、東京電力がその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することは避けられなかつた可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に浸入し、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。

そうすると、経済産業大臣が規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかつたであろうという関係を認めることはできないから、被告国が原告らに対して国家賠償責任を負うということとはできない。

なお、令和3年（受）第1205号事件（第1審千葉地方裁判所）及び令和4年（受）第460号事件（第1審松山地方裁判所）の各原審は、保安院等において、防潮堤等の設置とともに他の対策を併せて講ずることを検討した蓋然性があり、その対策として原子炉の主要建屋等を水密化するという措置を想定することができ、これらの措置を併せて講じていれば本件事故との同様の事故は発生しなかつたとする。しかし、防潮堤等の設置という措置は、本件事故以前に我が国における原子炉施設の津波対策の基本とされていたものであり、当時の知見の下においては、津波

による原子炉施設の事故を防ぐための措置として合理的で確実なものであったといえる。これに対し、本件事故以前に、我が国における原子炉施設の主たる津波対策として、津波によって原子炉施設の敷地が浸水することを前提とする防護の措置が採用された実績があったこととはうかがわれず、当該防護の措置の在り方について、これを定めた法令等はもちろん、その指針となるような知見が存在していたこともうかがわれず、海外において当該防護の措置が一般的に採用されていたこともうかがわれず、これらの事情等によれば、保安院等が防潮堤等の設置と併せて他の対策を講ずることを検討した蓋然性があるとはいえない。原審の上記判断は、合理性を欠く。

よって、令和3年（受）第1165号事件（第1審前橋地方裁判所）については、原告らの上告を棄却することとし、その余の事件については、原判決中、被告国敗訴部分を破棄し、原告らの被告国に対する請求を棄却する旨の自判をする。

（補足意見及び反対意見がある。）